

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 61

[共通] 問1 消防法第8条の2の3に規定する防火対象物の点検及び報告の特例を設けるべき防火対象物としての認定の申請（以下「特例申請」という。）並びに当該認定の効力の失効に関する次のアからエの文章で用いられる「一定年数」とは全て同じ年数だが、次の(1)から(4)の中から正しい年数を1つ選べ。

ア 特例申請を行おうとする防火対象物の管理について権原を有する者が当該防火対象物の管理を開始した時から「一定年数」が経過していないと、特例申請を行うことはできない。

イ 当該防火対象物が、過去「一定年数」以内に不正な手段により当該認定を受けたことが判明した等により当該認定の取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にある時は、特例申請を行うことはできない。

ウ 当該防火対象物が、過去「一定年数」以内に防火対象物の点検若しくは報告がされなかったことがあり、又は虚偽の報告がされたことがある時は、特例申請を行うことはできない。

エ 特例を設けるべき防火対象物として消防長又は消防署長から認定を受けてから「一定年数」が経過したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、当該「一定年数」が経過する前に特例申請が行われ、認定をした旨又は認定をしないことを決定した旨が申請者に通知された場合は、当該通知があったときにその効力を失うものとする。

- (1) 2年
- (2) 3年
- (3) 4年
- (4) 5年

[消防用設備等] 問1 防火対象物の用途、規模、階数、収容人員等によって当該防火対象物に設置すべき消防用設備等が決まるが、「別表第一に掲げる防火対象物で、地階の階数が3以上のもの」であることが設置要件とされている防用設備等として、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) スプリンクラー設備
- (2) 非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備
- (3) 排煙設備
- (4) 無線通信補助設備

[消防用設備等] 問2 ハロゲン化物消火設備の消火剤の1つであり、慣用名をハロン1301と称する消火薬剤を1つ選べ。

- (1) ジプロモテトラフルオロエタン
- (2) プロモクロロジフルオロメタン
- (3) プロモトリフルオロメタン
- (4) トリフルオロメタン

[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防活動に支障になると認める」とは、公設消防隊のみの活動の支障になることをさすものである。
- (2) 法第3条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定することのできる場合全般をさすものである。
- (3) 法第5条の2第1項第1号の「履行されても十分でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが求められた措置の内容を完全には履行しない場合をさすものである。
- (4) 法第5条の3第2項、ただし書き、「緊急の必要のあると認めるとき」とは、早急に火災予防等の危険を排除する必要がある場合で、相手方に公告の内容を伝える暇のないときのことをさすものである。

[防火査察] 問2 消防法（以下「法」という。）の立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が重要である。
- (2) 立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが重要である。
- (3) 立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないよう実施することが必要あり、このため、各消防本部等においては、管内の防火対象物についてその危険実態に応じて立入検査の必要性を検討することが重要である。
- (4) 法令上は事前の通告を必要としないが、過去の違反状況等を勘案し、階段部分への物件の存置が予想される場合でも、関係者に配慮して、できる限り事前の通告を実施することが重要である。

[危険物] 問1 次のうち、指定可燃物の品名である可燃性液体類に該当しないものはどれか。

- (1) 1気圧において引火点が40度以上70度未満であって、可燃性液体量が60%以下のもの（燃焼点が60度未満のものを除く。）で液体であるもの。
- (2) 1気圧において引火点が70度以上250度未満であって、可燃性液体量が40%以下のもので温度20度で液状であるもの。
- (3) 1気圧において引火点が250度未満であって、運搬容器に

- (4) 法律上、回数や期間に制限はないため、誤り。
(5) 暫定予算の補正でも、暫定予算の再度調製でも良いため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 破壊による進入口の設定は、扉・窓等を破壊し、進入口を設定する。

問2 答 (2)

解説 水難救助隊長は、指揮本部長に対し、積極的な進言を行う。

問3 答 (4)

解説 危険物災害は、関係機関と一体となった組織活動が必要となり、消防部隊の応援出場と同時に関係機関の出場を要請する。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 中毒の処置は消防本部の実情により、定めても差し支えないもの。

口頭指導の指導項目

消防機関が口頭指導を行う際の指導項目は次のとおりとし、各消防機関で定めたプロトコルに基づき実施すること。ただし、消防機関の実情に応じて、中毒の処置等その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。

- (1) 心肺蘇生法
- (2) 気道異物除去法
- (3) 止血法
- (4) 熱傷手当
- (5) 指趾切断手当

問2 答 (2)、(5)

解説 (1) 再トリアージは、場所、機会等こだわらずに可能な限り実施され続けられるものであり、医師による実施が望ましいが、基本ではない。
(3) 時間的制約もあり記入者はトリアージ実施者である必要はない。実施者、機関はタグに記載する。
(4) 評価が軽くなった場合は、新しいタグをつけるが既に表示されているタグは経過がわかるようにそのまま付けておく。

問3 答 (4)

解説 a 医行為の禁止は医師法17条に記載されている。
e 欠格事項に定められているのは、罰金以上の刑に処せられた者が欠格事由に記載されている。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (2)

- 解説 ア 消防法第8条の2の3第1項第1号。
イ 消防法第8条の2の3第1項第2号ロ、消防法第8条の2の3第6項。
ウ 消防法第8条の2の3第1項第2号ハ。
エ 消防法第8条の2の3第4項第1号。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法施行令第12条第1項。防火対象物の地階の状況によってスプリンクラー設備の設置が必要な場合としては、(1)項に掲げる防火対象物の地階にある舞台部の床面積が300m²以上、(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項、(9)項に掲げる防火対象物の地階の床面積が1,000m²以上の場合等が挙げられる。

- (2) 消防法施行令第24条第3項第2号。
- (3) 消防法施行令第28条第1項第3号。防火対象物の地階の状況によって排煙設備の設置が必要な場合としては、別表第一(2)項、(4)項、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、床面積が1,000m²以上の場合等が挙げられる。
- (4) 消防法施行令第29条の3第1項。無線通信補助設備の設置が必要な場合としては、(16)の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000m²以上のものが挙げられる。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行規則第20条第1項第1号。慣用名ハロン2402。
(2) 消防法施行規則第20条第1項第2号イ。慣用名ハロン1211。
(3) 消防法施行規則第20条第1項第2号イ。
(4) 消防法施行規則第20条第1項第2号ロ。慣用名HFC-23。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 「消火、避難その他の消防活動に支障になると認める」とは、消火、避難その他の消防活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものであるので、不適当。
(2) 消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料（平成14年10月24日、消防安第107号消防庁防火安全室長）により適当。
(3) 上記(2)と同じ理由。